

東山通地区計画参考計画書

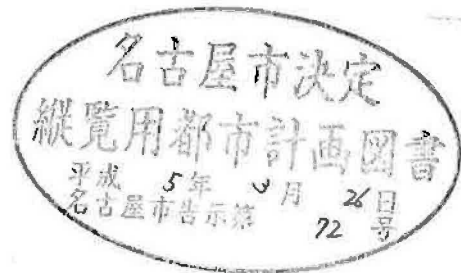
(一部、内容を補足するために補記をいれております。

正式な計画書は本市ウェブサイト別に添付されております「計画書」のデータを参照してください。)

名古屋都市計画地区計画の決定計画書

(東山通地区計画)

(名古屋市決定)



名古屋都市計画地区計画の決定（名古屋市決定）

都市計画東山通地区計画を次のように決定する。

名 称		東山通地区計画
位 置		名古屋市千種区東山通2丁目から4丁目までの各全部並びに朝岡町1丁目から3丁目まで、唐山町1丁目から3丁目まで、清住町1丁目及び3丁目、新池町3丁目及び4丁目、橋本町3丁目、東山通1丁目及び5丁目並びに四谷通1丁目の各一部
面 積		約 11.0ha
区域の整備・開発及び保全の方針	地区計画の目標	本区域は、市の東西を貫く都市計画道路3・2・124 広小路線 <sup>※1</sup> の沿道に位置し、名古屋市新基本計画では都市軸に位置づけられる地区である。 広小路線の整備にあわせ、立体的な用途規制により活気と魅力のある商業市街地の形成をめざす。
	土地利用の方針	本区域は、幹線道路沿道であり、都市軸にふさわしい連続性をもった商業業務施設の集積と土地の高度利用を図る。
	建築物等の整備の方針	都市計画道路沿いの建築物等は、商業業務施設の集積をめざし、階層による建築物の用途の制限、容積率の最低限度及び壁面の位置の制限を行う。
地区整備計画	建築物等の用途の制限	都市計画道路 3・2・124広小路線 <sup>※1</sup> に接する敷地にある建築物のうち、1階部分については、住宅、共同住宅、寄宿舍又は下宿の用途に供してはならない。
	建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合の最低限度	基準容積率の1/3
	壁面の位置の制限 <sup>※2</sup>	都市計画道路 3・2・124広小路線 <sup>※1</sup> に接する敷地にある建築物の外壁又はこれに代わる柱の面は、当該都市計画道路内に設けてはならない。
備 考		基準容積率とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）第52条第1項から第3項までの規定による建築物の延べ面積の敷地面積に対する割合をいう。

「区域は計画図表示のとおり」

※1 都市計画道路の名称が変更（平成12年11月28日）されましたので、補記します。  
「3・2・124広小路線」 → 「3・1・124広小路線」

※2 都市計画道路3・1・124広小路線は整備済なので、壁面の位置の制限はありません。

## 理 由

地区計画を定めることにより、建築物の秩序化を通して、商業施設の立地を誘導し、都市軸にふさわしい商業地の形成を図る。